

第 2 期新潟県阿賀野市基本計画

1 基本計画の対象となる区域（促進区域）

（1）促進区域

設定する区域は、令和 5 年 4 月現在における新潟県阿賀野市の行政区域とする。概ねの面積は 19,270 ヘクタール程度である。

なお、次の区域は本区域から除く。

- ・鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律に規定する鳥獣保護区
- ・自然公園法に規定する県立自然公園
- ・環境省が自然環境保全基礎調査で選定した特定植物群落

本区域は次の区域を含むものであるため、「8 環境の保全その他地域経済牽引事業の促進に際し配慮すべき事項」において、環境保全のために配慮を行う事項を記載する。

- ・自然環境保全法に規定する新潟県自然環境保全地域
- ・生物多様性の観点から重要度の高い湿地
- ・国内希少野生動植物種の生息（繁殖・越冬・渡り環境）・生育域等

また、次の区域は本区域には存在しない。

- ・自然環境保全法に規定する原生自然環境保全地域及び自然環境保全地域
- ・絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律に規定する生息地等保護区
- ・自然公園法に規定する国立公園、国定公園
- ・シギ・チドリ類渡来湿地
- ・自然再生推進法に基づく自然再生事業の実施地域

促進区域地図「別紙 1」参照

（2）地域の特色（地理的条件、インフラの整備状況、産業構造、人口分布の状況等）

阿賀野市は、新潟市の東に位置し、平成 16 年 4 月に隣接する安田町・京ヶ瀬村・水原町・笹神村が新設合併し、阿賀野市が誕生した。

南側には大河阿賀野川が流れ、東側には標高 1,000m 級の山々が連なる五頭連峰を背にして形成された扇状地に約 5,800ha 余りの水田が広がる穀倉地帯で、自然環境豊かな地域である。こうした豊かな大地・豊富な水を活用して農業や酪農、窯業土石などが地場産業として発展してきた。特に近年では、機械器具・先端加工組立、医療機器関連産業の集積が進んできている。

また、本市の中央部に国の天然記念物「白鳥渡来地」として有名な瓢湖があり、平成 20 年 10 月 30 日にラムサール条約登録湿地として指定され、年間約 30 万人の観光客で賑わっている。

交通体系としては、新潟市から南東へ約 20km、北は新発田市、東は阿賀町、南は五泉市にそれぞれ接している。東西約 18.5km、南北約 15.3km、面積 192.7 ㎢を有し、磐越自動車道と国道 49 号が東西に国道 460 号と国道 290 号、東日本旅客鉄道羽越本線が南北に整備されている。

新潟県東部産業団地から磐越自動車道安田 I C まで約 4 km、新潟空港まで約 31km、新

潟東港まで約 37km の位置にあり、高速道路を利用したトラック輸送、大量輸送が可能な新潟東港コンテナ航路では、韓国、中国、東南アジア、空路では、台北便が就航して海外にもアクセスが良好である。

2 地域経済牽引事業の促進による経済的効果に関する目標

(1) 目指すべき地域の将来像の概略

令和 2 年国勢調査による、当市の全産業に占める農業への就業者割合は 8.6%と近隣市町村である新潟市、新発田市、五泉市、阿賀町と比べても高い比率となっているように、農業が基幹産業の一つである。販売金額別では、コシヒカリを中心とした稲作が約 70%を占め、盛んであるが、えだまめやカリフラワー、たまねぎ、いちじく等の多品目の野菜や果樹を生産している（令和 3 年農林業センサス）。平成 29 年から令和 2 年にかけて廃校を活用して食品乾燥施設を整備し、農産物の高付加価値化への取組みを行った。

また、当該地域は雇用者数の約 3 割、売上高の 3 割超、付加価値額の約 3 割が製造業となっており、製造業を中心とした経済構造をなしている。中でも、製造品出荷額等の構成比率及び従業員比率でみると、食料品製造業が製造品出荷額等の 29.0%、従業員比率の 29.9%を占めている（令和 2 年工業統計調査）。地域の農産物等を利用した食料品の製造やコラボレーションした商品開発等を行う企業もあり、地域内の連携がみられる。

食料品製造業に続いて、化学工業が製造品出荷額等の構成比率 22.9%（従業員比率 4.0%）、電子部品・デバイス・電子回路製造業 8.2%（11.3%）、はん用機械器具製造業 6.1%（9.8%）、家具・装備品製造業 5.4%（6.5%）、印刷・同関連業 5.2%（5.2%）、金属製品製造業 4.3%（6.7%）、生産用機械器具製造業 3.9%（6.4%）、窯業・土石製品製造業 3.8%（6.5%）と幅広い分野の「ものづくり産業」の集積がみられるのも本市の特性・強みである。

観光分野では、ラムサール条約登録湿地として指定されている「瓢湖」や出湯・今板・村杉の 3 つの温泉地が集約されている「五頭温泉郷」などを中心に毎年、100 万人以上の観光客が訪れている。目的別では、自然が 361,390 人、温泉・健康が 204,303 人となっている（令和 3 年新潟県観光入込客統計）。令和 4 年には国道 49 号水原バイパスが一部開通され、新たな観光地として「道の駅あがの」が完成し、更なる観光入込客数の増加が期待できる。

このような産業の集積、観光資源を活かした地域内の循環、地域外の需要獲得を通じ、地域の付加価値を高め、雇用創出につなげるといった好循環を目指す。

(2) 経済的効果の目標

これまでの地域経済牽引事業の付加価値創出額を踏まえ、本区域で 27 億 2,595 万円の付加価値を創出することを目指す。また、K P I として、地域経済牽引事業 1 件当たりの平均付加価値額を設定する。

【経済的効果の目標】

	現状	計画終了後	増加率
地域経済牽引事業による付加価値創出額	62,995万円	272,595万円	332%

	現状	計画終了後	増加率
①米、肉牛などの農畜産物を活用した食品関連産業分野	一百万円	62,395 万円	皆増
②ボールスプライン、医療ガスなどの機械器具・先端加工組立、医療機器関連産業の集積を活用した成長ものづくり分野	62,995 万円	188,985 万円	200%
③「瓢湖」や「五頭温泉郷」などの観光資源を活用した観光・まちづくり分野	一百万円	21,215 万円	皆増

阿賀野市基本計画における分野①③の現状の値は、承認実績がないことにより、各承認地域経済牽引事業計画の実績値が算出困難であるため、記載しない。

【任意記載のKPI】

	現状	計画終了後	増加率
地域経済牽引事業の平均付加価値額	-	10,500 万円	-
地域経済牽引事業創出件数	6 件	26 件	333%

算定根拠「別紙2」参照

3 地域経済牽引事業として求められる事業内容に関する事項

本計画において、地域経済牽引事業とは以下の（１）～（３）の要件を全て満たす事業をいう。

（１）地域の特性の活用

「５ 地域経済牽引事業の促進に当たって生かすべき自然、経済的又は社会的な観点から見た地域の特性に関する事項」において記載する地域の特性の活用戦略に沿った事業であること。

（２）高い付加価値の創出

事業計画期間を通じた地域経済牽引事業による付加価値増加分が 4,243 万円（新潟県の 1 事業所あたり平均付加価値額（令和 3 年経済センサス-活動調査）を上回る見込みであること。

（３）地域の事業者に対する相当の経済的効果

事業計画期間を通じた地域経済牽引事業の実施により、促進区域内において、以下のいずれかの効果が見込まれること。

①促進区域に所在する事業者間での取引額が開始年度比で 2.7%増加すること

②促進区域に所在する事業者の売上げが開始年度比で 2.7%増加すること

③促進区域に所在する事業者の雇用者数が開始年度比で 2.6%増加すること

④促進区域に所在する事業者の雇用者給与等支給額が開始年度比で 1.7%増加すること

なお、（２）、（３）の指標については、事業期間が 5 年の場合を想定しており、計画期間が短い場合は、計画期間で按分した値とする。

算定根拠「別紙 3」参照

4 促進区域の区域内において特に重点的に地域経済牽引事業の促進を図るべき区域（重点促進区域）を定める場合にあっては、その区域

（１） 重点促進区域

重点促進区域は、以下の大字及び字の区域とする。

【重点促進区域１】

山倉 1912-1～4、1912-6

（概況及び公共施設等の整備状況）

概ねの面積は４ヘクタール程度である。

本区域は金属加工業、食料品製造業が集積している。新潟駅、新潟空港からともに車で 30 分程度、安田 IC から 20 分程度とアクセスも良好であり、当該区域において地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、重点促進区域に設定することとする。

なお、本区域には農用地区域及び市街化調整区域は存在しない。

（関連計画における記載等）

阿賀野市都市計画マスタープランにおける記載：本重点促進区域は工業ゾーンとされている。

【重点促進区域２】

沖字腰廻 315-1

（概況及び公共施設等の整備状況）

概ねの面積は２ヘクタール程度である。

本区域ははん用機械器具製造業が立地している。新潟駅、新潟空港からともに車で 30 分程度、安田 IC から 20 分程度とアクセスも良好であり、当該区域において地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、重点促進区域に設定することとする。

なお、本区域には農用地区域及び市街化調整区域は存在しない。

（関連計画における記載等）

阿賀野市都市計画マスタープランにおける記載：本重点促進区域は工業ゾーンとされている。

【重点促進区域３】

女堂 300-1、300-2、301-22

（概況及び公共施設等の整備状況）

概ねの面積は２ヘクタール程度である。

本区域は化学工業が立地している。新潟駅、新潟空港からともに車で 40 分程度、安田 IC から 15 分程度とアクセスも良好であり、当該区域において地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、重点促進区域に設定することとする。

なお、本区域には農用地区域及び市街化調整区域は存在しない

（関連計画における記載等）

阿賀野市都市計画マスタープランにおける記載：本重点促進区域は工業ゾーンとされている。

【重点促進区域 4】

勝屋字横道下 918-5、918-112、918-113、918-125

(概況及び公共施設等の整備状況)

概ねの面積は 3 ヘクタール程度である。

本区域は食料品製造業、食料品卸売業が集積している。新潟駅、新潟空港からともに車で 40 分程度、安田 IC から 15 分程度とアクセスも良好であり、当該区域において地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、重点促進区域に設定することとする。

なお、本区域には農用地区域及び市街化調整区域は存在しない。

(関連計画における記載等)

阿賀野市都市計画マスタープランにおける記載:本重点促進区域は工業ゾーンとされている。

【重点促進区域 5】

大室字山道 660-3、大室字新山 666-2

(概況及び公共施設等の整備状況)

概ねの面積は 2 ヘクタール程度である。

本区域は食料品製造業が立地している。新潟駅、新潟空港からともに車で 40 分程度、安田 IC から 10 分程度とアクセスも良好であり、当該区域において地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、重点促進区域に設定することとする。

なお、本区域には農用地区域及び市街化調整区域は存在しない。

(関連計画における記載等)

阿賀野市都市計画マスタープランにおける記載:本重点促進区域は工業ゾーンとされている。

【重点促進区域 6】

十二神字貝喰 61-3、66-2、77-1、77-6、77-25、79-3、79-14、79-17

大室字十二神 244、247-1、247-2、1248

大室字貝喰 2139-223、2139-229、2142、2143

(概況及び公共施設等の整備状況)

概ねの面積は 6 ヘクタール程度である。

本区域は食品製造業が立地している。新潟駅、新潟空港からともに車で 40 分程度、安田 IC から 10 分程度とアクセスも良好であり、当該区域において地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、重点促進区域に設定することとする。

なお、本区域には農用地区域及び市街化調整区域は存在しない。

(関連計画における記載等)

阿賀野市都市計画マスタープランにおける記載:本重点促進区域は工業ゾーンとされている。

【重点促進区域 7】

かがやき 257-41、257-105、257-107、257-109、356-1、356-66～356-70、395-1、395-3～395-5、5911-1、5911-3～5911-27、5911-29、5917-1、5917-4～5917-27、5917-32、6168-2、6168-4、6168-6、6168-8～6168-43、6170-3、6306-4～6306-21、6308-3、6308-5、6310-4、6310-5、6472-2、6473-2～6473-4、6490-6～6490-8、6490-12、6495-9、6495-10、6513-2、6515-3、6516-3、6518-3～6518-7、6545-2、6545-3、6550-2～6550-4、6552-3、6553-2、6553-3、6554-3～6554-5、6577-2、6577-3、6584-3、6584-4、6585-2、6586-2、6586-4、6586-6～6586-8、6592-4、6597-3、6604-3、6606-3、6606-6～6606-8、6607-2、6607-4～6607-7、6608-3、6621-3、6621-4、6623-2、6623-6、6645、6652-3、6654-2、6668-3、6670-4、6670-5、6697-6、6697-7、6698-3、6699-3、6700-3、7183-3、7184-3、7268-3、7431-2、7431-3、7436-2、7438-1

(概況及び公共施設等の整備状況)

概ねの面積は 100 ヘクタール程度である。

本区域ははん用機械器具製造業、輸送用機械器具製造業、窯業・土石製品製造業、金属製品製造業、食料品製造業等が集積している。新潟駅、新潟空港からともに車で 40 分程度、安田 IC から 10 分程度とアクセスも良好であり、当該地区において地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、重点促進区域に設定することとする。

なお、本区域には農用地区域及び市街化調整区域は存在しない。

(関連計画における記載等)

阿賀野市都市計画マスタープランにおける記載：本重点促進区域は工業ゾーンとされている。

【重点促進区域 8】

保田字中山 5836、5837、5838、5839、5854-1、5855-1、5855-2、5856-1、5856-2、5859-1、5859-2、5860-1、5866-3、5866-7、6320-5

羽多屋字火箱沢 327-1、328、333、350、358、359、360、361、366-138

(概況及び公共施設等の整備状況)

概ねの面積は 4 ヘクタール程度である。

本区域ははん用機械器具製造業が立地している。新潟駅、新潟空港からともに車で 40 分程度、安田 IC から 10 分程度とアクセスも良好であり、当該区域において地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、重点促進区域に設定することとする。

なお、本区域には農用地区域及び市街化調整区域は存在しない。

(関連計画における記載等)

阿賀野市都市計画マスタープランにおける記載：本重点促進区域は工業ゾーンとされている。

【重点促進区域 9】

保田字ツベタ 6951-1～6951-4、6951-13、6952-10、6952-13、7107-1～7107-4、7107-7～7107-9、7107-13～7107-15、7108-1、7108-2、7110、7111、7113-1～7113-5、7114-1、7115
(概況及び公共施設等の整備状況)

概ねの面積は7ヘクタール程度である。

本区域は電子部品・デバイス・電子回路製造業が立地している。新潟駅、新潟空港からともに車で40分程度、安田ICから10分程度とアクセスも良好であり、当該区域において地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、重点促進区域に設定することとする。

なお、本区域には農用地区域及び市街化調整区域は存在しない。

(関連計画における記載等)

阿賀野市都市計画マスタープランにおける記載:本重点促進区域は工業ゾーンとされている。

【重点促進区域 10】

保田字加次免 1213-4、

保田字老ケ池 1214-1、1214-2、1214-5～1214-7、1223-3

保田字蓼瀬 1267-3、1267-7、1280-2、1280-3、1280-5、1280-6、1283-3、1284-3、1285-3、1285-4、1286-3、1298-3、1301-3、1302-3、1303-3、1304-3、1305-3、1306-2、1309-3、1322-4
1330-3

保田字草刈場 1270-1、1340-1、1340-5～1340-7、1344-1～1344-5、1348、1358、1368-2、1368-3、1370-2、1370-4、1373-1、1374-1

小浮字老ケ池 7-2

野田字老ケ池 1-1

(概況及び公共施設等の整備状況)

概ねの面積は6ヘクタール程度である。

本区域は家具製造業、木材製造業、土石製品製造業が集積している。新潟駅、新潟空港からともに車で40分程度、安田ICから5分程度とアクセスも良好であり、当該区域において地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、重点促進区域に設定することとする。

なお、本区域には農用地区域及び市街化調整区域は存在しない。

(関連計画における記載等)

阿賀野市都市計画マスタープランにおける記載:本重点促進区域は工業ゾーンとされている。

【重点促進区域 11】

六野瀬字井戸瀬 436-1、436-5、436-6、437-2、437-12、437-13

久保字井戸瀬 1231-1～1231-3、1281-2、1281-7、1281-9、1281-12～1281-14、1695-1、1695-3～1695-6、1695-11、1695-16

久保字向 1732-2、1732-6、1732-8～1732-10、1732-12、1764-2、1765-1、1765-2、1765-5～1765-7、1776-1、1776-4、1776-5、1780-24、1780-27、1780-31、1780-33、1780-35、1790-33、1790-34、1790-43、1790-51

（概況及び公共施設等の整備状況）

概ねの面積は 3 ヘクタール程度である。

本区域は化学工業、食料品製造業、金属製品製造業が集積している。新潟駅、新潟空港からともに車で 40 分程度、安田 IC から 5 分程度とアクセスも良好であり、当該区域において地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、重点促進区域に設定することとする。

なお、本区域には農用地区域及び市街化調整区域は存在しない。

（関連計画における記載等）

阿賀野市都市計画マスタープランにおける記載：本重点促進区域は工業ゾーンとされている。

【重点促進区域 12】

京ヶ瀬工業団地 801-2～801-5、801-9～801-54、801-59～68、1045-1、1045-5～1045-26、1045-29、1062-1～1062-5、1062-8～1062-15、1062-17、1062-22～1062-39、1147-1、1147-4、1192-1、1192-4、1193-1、1194-1、1195、1196-1、1197-1、1197-4、1198-1、1199-1、1200-1、1265、1266、1267、1268、1269、1270、1271、1272、1273、1274、1275、1275-1、1288、1289、1289-1、1290、1291、1291-1、3610-2、3610-31、3610-32、3610-102、3610-118～3610-123、3610-150～3610-159

下里 3610-99～3610-101

（概況及び公共施設等の整備状況）

概ねの面積は 27 ヘクタール程度である。

本区域は食料品製造業、金属製品製造業、電子部品・デバイス・電子回路製造業、窯業・土石製品製造業が集積している。新潟駅、新潟空港からともに車で 30 分程度、安田 IC から 15 分程度とアクセスも良好であり、当該区域において地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、重点促進区域に設定することとする。

なお、本区域には農用地区域及び市街化調整区域は存在しない。

（関連計画における記載等）

阿賀野市都市計画マスタープランにおける記載：本重点促進区域は工業ゾーンとされている。

重点促進区域 位置図（地図）「別紙 4 参照」

(2) 区域設定の理由

【重点促進区域 1】

設定した区域は市内の主要業種（金属加工業、食料品製造業）が立地していることから、当該区域において地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、重点促進区域に設定し、工場立地法の特例を活用することとする。なお、本区域に現時点では遊休地は存在しない。

【重点促進区域 2】

設定した区域は市内の主要業種（はん用機械器具製造業）が立地していることから、当該区域において地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、重点促進区域に設定し、工場立地法の特例を活用することとする。なお、本区域に現時点では遊休地は存在しない。

【重点促進区域 3】

設定した区域は市内の主要業種（化学工業）が立地していることから、当該区域において地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、重点促進区域に設定し、工場立地法の特例を活用することとする。なお、本区域に現時点では遊休地は存在しない。

【重点促進区域 4】

設定した区域は市内の主要業種（食料品製造業、食料品卸売業）が立地していることから、当該区域において地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、重点促進区域に設定し、工場立地法の特例を活用することとする。なお、本区域に現時点では遊休地は存在しない。

【重点促進区域 5】

設定した区域は市内の主要業種（食料品製造業）が立地していることから、当該区域において地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、重点促進区域に設定し、工場立地法の特例を活用することとする。なお、本区域に現時点では遊休地は存在しない。

【重点促進区域 6】

設定した区域は市内の主要業種（食料品製造業）が立地していることから、当該区域において地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、重点促進区域に設定し、工場立地法の特例を活用することとする。なお、本区域に現時点では遊休地は存在しない。

【重点促進区域 7】

設定した区域は市内の主要業種（はん用機械器具製造業、輸送用機械器具製造業、窯業・土石製品製造業、金属製品製造業、食料品製造業）が立地していることから、当該区域において地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、重点促進区域に設定し、工場立地法の特例を活用することとする。なお、当区域は、令和 5 年 6 月時点で、16.4ha の分譲可能用地が存在する。

【重点促進区域 8】

設定した区域は市内の主要業種（はん用機械器具製造業）が立地していることから、当該区域において地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、重点促進区域に設定し、工場立地法の特例を活用することとする。なお、本区域に現時点では遊休地は存在しない。

【重点促進区域 9】

設定した区域は市内の主要業種（電子部品・デバイス・電子回路製造業）が立地していることから、当該区域において地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、重点促進区域に設定し、工場立地法の特例を活用することとする。なお、本区域に現時点では遊休地は存在しない。

【重点促進区域 10】

設定した区域は市内の主要業種（家具・装備品製造業、木材・木製品製造業、窯業・土石製品製造業）が立地していることから、当該区域において地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、重点促進区域に設定し、工場立地法の特例を活用することとする。なお、本区域に現時点では遊休地は存在しない。

【重点促進区域 11】

設定した区域は市内の主要業種（化学工業、食料品製造業、金属製品製造業）が立地していることから、当該区域において地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、重点促進区域に設定し、工場立地法の特例を活用することとする。なお、本区域に現時点では遊休地は存在しない。

【重点促進区域 12】

設定した区域は市内の主要業種（食料品製造業、金属製品製造業、電子部品・デバイス・電子回路製造業、窯業・土石製品製造業）が立地していることから、当該区域において地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、重点促進区域に設定し、工場立地法の特例を活用することとする。なお、本区域に現時点では遊休地は存在しない。

（3）重点促進区域に存する市町村が指定しようとする工場立地特例対象区域

新潟県阿賀野市山倉

1912-1～4、1912-6

新潟県阿賀野市沖字腰廻

315-1

新潟県阿賀野市女堂

300-1、300-2、301-22

新潟県阿賀野市勝屋字横道下

918-5、918-112、918-113、918-125

新潟県阿賀野市大室字山道

660-3

新潟県阿賀野市大室字新山

666-2

新潟県阿賀野市十二神字貝喰

61-3、66-2、77-1、77-6、77-25、79-3、79-14、79-17

新潟県阿賀野市大室字十二神

244、247-1、247-2、1248

新潟県阿賀野市大室字貝喰

2139-223、2139-229、2142、2143

新潟県阿賀野市かがやき

257-41、257-105、257-107、257-109、356-1、356-66～356-70、395-1、395-3～395-5、5911-1、5911-3～5911-27、5911-29、5917-1、5917-4～5917-27、5917-32、6168-2、6168-4、6168-6、6168-8～6168-43、6170-3、6306-4～6306-21、6308-3、6308-5、6310-4、6310-5、6472-2、6473-2～6473-4、6490-6～6490-8、6490-12、6495-9、6495-10、6513-2、6515-3、6516-3、6518-3～6518-7、6545-2、6545-3、6550-2～6550-4、6552-3、6553-2、6553-3、6554-3～6554-5、6577-2、6577-3、6584-3、6584-4、6585-2、6586-2、6586-4、6586-6～6586-8、6592-4、6597-3、6604-3、6606-3、6606-6～6606-8、6607-2、6607-4～6607-7、6608-3、6621-3、6621-4、6623-2、6623-6、6645、6652-3、6654-2、6668-3、6670-4、6670-5、6697-6、6697-7、6698-3、6699-3、6700-3、7183-3、7184-3、7268-3、7431-2、7431-3、7436-2、7438-1

新潟県阿賀野市保田字中山

5836、5837、5838、5839、5854-1、5855-1、5855-2、5856-1、5856-2、5859-1、5859-2、5860-1、5866-3、5866-7、6320-5

新潟県阿賀野市羽多屋字火箱沢

327-1、328、333、350、358、359、360、361、366-138

新潟県阿賀野市保田字ツベタ

6951-1～6951-4、6951-13、6952-10、6952-13、7107-1～7107-4、7107-7～7107-9、7107-13
～7107-15、7108-1、7108-2、7110、7111、7113-1～7113-5、7114-1、7115

新潟県阿賀野市保田字加次免

1213-4

新潟県阿賀野市保田字老ケ池

1214-1、1214-2、1214-5～1214-7、1223-3

新潟県阿賀野市保田字蓼瀬

1267-3、1267-7、1280-2、1280-3、1280-5、1280-6、1283-3、1284-3、1285-3、1285-4、1286-3、
1298-3、1301-3、1302-3、1303-3、1304-3、1305-3、1306-2、1309-3、1322-4、1330-3、

新潟県阿賀野市保田字草刈場

1270-1、1340-1、1340-5～1340-7、1344-1～1344-5、1348、1358、1368-2、1368-3、1370-2、
1370-4、1373-1、1374-1

新潟県阿賀野市小浮字老ケ池

7-2

新潟県阿賀野市野田字老ケ池

1-1

新潟県阿賀野市六野瀬字井戸瀬

436-1、436-5、436-6、437-2、437-12、437-13

新潟県阿賀野市久保字井戸瀬

1231-1～1231-3、1281-2、1281-7、1281-9、1281-12～1281-14、1695-1、1695-3～1695-6、
1695-11、1695-16

新潟県阿賀野市久保字向 1732-2、1732-6、1732-8～1732-10、1732-12、1764-2、1765-1、
1765-2、1765-5～1765-7、1776-1、1776-4、1776-5、1780-24、1780-27、1780-31、1780-33、
1780-35、1790-33、1790-34、1790-43、1790-51

新潟県阿賀野市京ヶ瀬工業団地

801-2～801-5、801-9～801-54、801-59～68、1045-1、1045-5～1045-26、1045-29、1062-1
～1062-5、1062-8～1062-15、1062-17、1062-22～1062-39、1147-1、1147-4、1192-1、1192-4、
1193-1、1194-1、1195、1196-1、1197-1、1197-4、1198-1、1199-1、1200-1、1265、1266、
1267、1268、1269、1270、1271、1272、1273、1274、1275、1275-1、1288、1289、1289-1、
1290、1291、1291-1、3610-2、3610-31、3610-32、3610-102、3610-118～3610-123、3610-150
～3610-159

新潟県阿賀野市下里

3610-99～3610-101

設定する区域は、令和5年4月1日現在における地番により表示したものである。

5 地域経済牽引事業の促進に当たって生かすべき自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性に関する事項

(1) 地域の特性及びその活用戦略

- ①米、肉牛などの農畜産物を活用した食品関連産業分野
- ②ボールスプライン、医療ガスなどの機械器具・先端加工組立、医療機器等関連産業の集積を活用した成長ものづくり分野
- ③「瓢湖」や「五頭温泉郷」などの観光資源を活用した観光・まちづくり分野

(2) 選定の理由

①米、肉牛などの農畜産物を活用した食品関連産業分野

阿賀野市は、広大な越後平野の穀倉地帯の一角をなしており、豊富な水量を誇る阿賀野川を利用した水稻の作付が盛んな地域である。その産出額は58.9億円であり、これは、全国最大の米の産地として知られる新潟県内で第5位（全国第21位）に位置付く。一方、だしの風と呼ばれる強風により水稻の作付に比較的適さなかった安田地区では、畜産が盛んに営まれてきた。肉牛の産出額は県内第1位であり、酪農分野においては、県酪農発祥の地として知られ、現在も県内有数の酪農地帯となっており、生乳の産出額は県内第3位である（令和3年農林業センサス）。

水稻の生産と畜産が盛んな阿賀野市では、耕畜連携の取り組みが活発であり、WCS用稲の作付けや堆肥の利用拡大などが行われている。笹神地区では、堆肥を利用した資源循環型の土づくりと減農薬減化学肥料栽培の水稻を地域ぐるみで取り組み、約40年にわたって首都圏へ米の供給を続けている。加えて近年は、地元堆肥を施用して栽培するブランドえだまめ「えんだま」に取り組んでいる。

これらの市内農産物は食料品製造業者に活用されている。米は加工用として酒造会社や米菓会社などに、食品卸売業には加工食品用に米粉用米が供給されている。酪農分野では、安田地区の酪農家により設立された牛乳加工処理組合を前身とする乳製品メーカーが製造する、地元の生乳を使用したヨーグルトが名産とされている。肉牛については、飼料の原材料を提供するブルワリー、乳酸菌醗酵技術でビール粕を飼料に加工する食品加工業者、牛を育てる牧場、食肉加工業者が連携して提供するブランド牛が注目されている。水稻の次に作付けが盛んな大豆の多くは、4者（地元JA、生協、豆腐製造業者、農作業受託組織）の共同出資でスタートし、大豆加工体験施設としての側面も持つ豆腐工場へ提供されている。

阿賀野市では、製造業事業者数101のうち、食品製造事業者が16を占めており、食品製造業者が当市の農畜産物を活用し、付加価値を付けた食品開発も期待できる。

全国有数の穀倉地帯、また県酪農発祥の地であるという地域の特性により、今後も農畜産物の発展が期待される中で、これらを活用した食品関連産業分野の地域経済牽引事業の促進に取り組んでいく。

②ボールスプライン、医療ガスなどの機械器具・先端加工組立、医療機器関連産業の集積を活用した成長ものづくり分野

本地域の機械器具・先端加工組立、医療機器関連産業の集積は、機械器具・先端加工組立の事業所数は51事業所、製品出荷額等は3,694,559万円、従業員数は2,009

人、医療機器等関連産業は、事業所数は3事業所、製造品出荷額等は3,131,398万円、従業員数は182人となっている（令和2年工業統計調査）。

特出するものとしては、医療用ガス製造については、県内売上上位の企業が1社立地しているほか、医療機器にも使用されているボールスプライン（直動ベアリング）の製造関連企業も5社集積しており、ボールスプラインの8割以上が本地域で製造されている。

ボールスプライン（直動ベアリング）は、産業機械の性能を大きく向上させ、様々な機械の直動運動部に用いられる。ボールスプラインとは、THK（株）が世界に先駆けて開発した「直線運動を必要とする機械装置に組み込まれる基幹部品」であり、当時一般的であった、丸軸に対して案内装置がボールによって運動を行うリニアブッシュタイプに許容荷重や剛性などの性能面で大きく改善を加えて開発されたものである。この高い技術力を誇るボールスプラインの活用の幅は広く、産業用ロボットや半導体・液晶製造装置、輸送機器などの多分野において活用されている。

ボールスプラインに代表される機械器具・先端加工組立の企業は、高齢化に伴う関連機器の需要を背景に、精密部品の製造や産業ロボット技術を持つ企業から、より高付加価値な医療機器・介護機器への製造企業への転換も期待できる。

また、本地域には、呼吸療法や麻酔導入などの役割を果たし、医療機関のライフラインといわれる医療用ガスを製造する事業所があり、酸素や亜酸化窒素などの吸入用ガスや一酸化窒素製剤、液化ヘリウム、滅菌ガスなどを供給している。

こうしたボールスプライン、医療ガスなどの機械器具・先端加工組立、医療機器等関連産業の集積を活用して、成長ものづくり分野の促進に取り組む。

③「瓢湖」や「五頭温泉郷」などの観光資源を活用した観光・まちづくり分野

本地域には、白鳥の渡来地であり、ラムサール条約登録湿地に登録されて全国的に有名な「瓢湖」や、五頭山の山懷に抱かれた出湯・今板・村杉の3つの温泉地からなる「五頭温泉郷」、江戸時代から継承されている安田瓦生産工場が立ち並ぶ「やすだ瓦ロード」など各地域の歴史や文化に根ざした観光施設を有している。観光資源ごとの令和元年度目的別観光客入込数は、総数1,164,337人のうち、自然406,148人、温泉・健康273,500人、スポーツ・レクリエーション220,030人、都市型観光138,720人、行事等・イベント58,169人となっている。

特に瓢湖は、日本で初めて野生の白鳥の餌付けに成功したことで注目を浴び、国の天然記念物にも指定されている。毎年10月上旬に第一陣が飛来し、3月上旬まで滞在している。ピークを迎える11月下旬頃には5,000羽を超える白鳥を見られることもある。また、隣接している入浴施設の「リズム・ハウス瓢湖」では、令和3年にWi-Fi設備を設置し、観光客だけでなくリモートワーカー等も利用しやすいよう利便性を図る取り組みを行った。

その他観光資源を活用したイベントとして、五頭温泉郷に所在する旅館が主催となり、それぞれの温泉街を散策しながら地元の食材を使用したグルメを体験できる「AGANO WALK&EAT」や、安田瓦を製造している工場の見学や瓦の絵付け体験ができる「やすだ瓦ロードフェスティバル」などを開催し、集客数の増加を図っている。これら本地域の観光資源の情報発信を効果的に行い、地域内外の観光客の誘客を促進

させ、地域経済が活性化するよう今後も取り組んでいく。

6 地域経済牽引事業の促進に資する制度の整備、公共データの民間公開の推進その他の地域経済牽引事業の促進に必要な事業環境の整備に関する事項

(1) 総論

地域の特性を生かして、成長ものづくり分野を支援していくためには、地域の事業者ニーズをしっかりと把握し、適切な事業環境の整備を行っていく必要がある。事業者ニーズを踏まえた各種事業環境整備に当たっては、国の支援策も併せて活用し、積極的な対応で事業コストの低減や本地域にしかない強みを創出する。

(2) 制度の整備に関する事項

①固定資産税の減免措置

活発な設備投資が実施されるよう、一定の要件を課した上で、固定資産税の減免措置を実施している。

②不動産取得税、県固定資産税、法人県民税、事業税軽減措置の整備

地域経済を牽引する事業及び成長分野への投資促進を図るため、一定要件のもと県税（法人県民税、事業税及び不動産取得税等）の軽減措置を講ずる条例を制定し、多くの事業で活用が図られている。

③地方創生関係施策

米、肉牛などの農畜産物を活用した食品関連産業分野、ボールスブライン、医療ガスなどの機械器具・先端加工組立、医療機器関連産業の集積を活用した成長ものづくり分野、「瓢湖」や「五頭温泉郷」などの観光資源を活用した観光・まちづくり分野において、設備投資支援、製品・技術開発、生産性向上、専門家派遣等の支援施策を実施する予定。

④助成金制度の整備

県営東部産業団地に地域経済に波及効果をもたらすような企業の立地を促進するため、用地取得助成金(10%)などの助成金制度を実施している。

(3) 情報処理の促進のための環境の整備（公共データの民間公開に関する事項等）

該当なし。

(4) 事業者からの事業環境整備の提案への対応

事業者にとっては、経営戦略に関する意思決定から実行にかけてのスピードがますます重要となっている。阿賀野市商工観光課内に相談窓口を設置するとともに、定期的に事業者を訪問することにより事業ニーズを把握し、対応については、知事や市長にも相談した上で対応することとする。

(5) その他の事業環境整備に関する事項

①市及び都道府県の緊密な連携（新潟県、阿賀野市）

地域経済牽引事業を行う上で、関係法令や規制、提出書類等の各種手続きが必要となる。事業の円滑な実施を支援するためにも、市内部の関係部署や新潟県の関係部署と緊密な連携を図り、事業者のニーズに迅速に対応する。

②事業開始後の支援継続

地域経済牽引事業が他の事業者等を含めて地域に波及効果をもたらすには、継続的に実施されることが必要である。そのため、定期的な訪問を行い、事業実施前におけるニーズの把握はもちろん、実施期間中及び終了後においても継続的なフォローアップを行い、新たな事業者ニーズに対応する。

③人材育成・確保支援

人口減少社会において、経済成長を続けていくには生産性の向上が必要であるが、近年、若年者の減少、熟練技能者の高齢化により、次代を担う産業人材の不足が懸念されている。そのため、企業へ職業体験を促し、人材確保へ繋げる取り組みとして「阿賀野市若年者職業的自立支援事業」を実施している。また、人材育成研修等にかかった経費の一部を補助する「阿賀野市中小企業人材育成支援事業補助金事業」で人材育成の後押しをしている。

その他に事業者が求める人材を把握し、国の施策活用を図るとともに、以下の機関等と連携を図りながら、人材育成・確保に対する支援を行う。

(I) Uターン・Iターン・Jターンによる人材確保のための取り組み

地域内の付加価値を高めるためには、優秀な人材の確保が欠かせない要素である。それには、本市の強みである自然環境あふれる中での就業と技術力のある既存産業を広報する必要がある。

このことから地元企業の魅力について、ホームページなどを利用して広く情報発信し、都会で専門知識を持つ人材の確保や地方で暮らしたいと考えている人の「Uターン就職」、「Jターン就職」、「Uターン転職」を促す。特に、新潟館ネスパス内の「にいがたUターン情報センター」などを通じてUターン・Iターン・Jターン者に対する情報提供を行う。

また、地元企業や進出予定企業が必要とする人材について情報収集し、大学や専門学校等への情報提供を行う。

(II) 大学、職業能力開発校における地域産業につながる人材育成の取り組み

地域内の付加価値を高めるためには、地域産業の発展に資する知識や技術を有する優秀な人材の育成が欠かせない要素である。

このため、新潟県が設置する公設試験研究機関や産業支援機関、新潟大学をはじめと

する地域大学、域内に存在する支援機関との情報交換を図りながら連携した取り組みを行う。

④D X支援（デジタルトランスフォーメーションの促進支援）

地域経済牽引事業の促進に当たっては、地域の企業の技術力の向上等により新分野への進出を促進することが重要であり、そのためには技術開発やD X化が必要である。前述③に記載した「阿賀野市中小企業人材育成支援事業補助金事業」では、D Xに資する研修等の受講料も補助対象経費となっており、D X化に取り組む企業への支援制度を整備している。

（６）実施スケジュール

取組事項	令和６年度（初年度）	令和７年度～10年度（最終年度）
【制度の整備】		
①固定資産税の減免措置	運用	運用
②不動産取得税、県固定資産税、法人県民税、事業税の軽減措置の整備	運用	運用
③地方創生関係施策	検討	運用
④助成金制度	運用	運用
【情報処理の促進のための環境整備（公共データの民間公開等）】		
① —	—	—
【事業者からの事業環境整備の提案への対応】		
①相談窓口の設置	運用	運用
【その他】		
①新潟県との連携	実施	実施
②事業開始後の支援継続	実施	実施
③人材育成・確保	実施	実施
④D X支援	実施	実施

7 地域経済牽引支援機関が行う支援の事業の内容及び実施方法に関する事項

(1) 支援の事業の方向性

地域一体となった地域経済牽引事業の促進に当たっては、新潟県が設置する公設試験研究機関や産業支援機関、新潟大学をはじめとする地域大学、域内に存在する支援機関がそれぞれの能力を最大限に発揮して連携した支援を行う必要がある。このため、新潟県と阿賀野市ではこれらの支援機関の理解醸成を努めるとともに、必要に応じて行政と支援機関との連絡・調整を行う。

(2) 地域経済牽引支援機関が行う支援の事業の内容及び実施方法

①新潟大学(所在地:新潟市)

新潟大学の地域創生推進機構においては、最先端の設備を有しており、人材の育成と企業における未解の問題や課題に対し、助言や知識、情報、研究成果などの提供を行っている。また、産学共通の課題についても共同研究を実施する場となっている。

②長岡技術科学大学(所在地:長岡市)

長岡技術科学大学は、実践的な技術開発を主眼とした教育研究を行う工学系の大学として設置され、創造的・実践的な技術者・研究者の養成を行いながら地域社会との連携を図っている。特に産業界との連携を行う「産学官・地域連携/知的財産本部」があり、企業と教員との間のコーディネートを行い、共同技術開発の推進などの事業を実施している。

③新潟薬科大学(所在地:新潟市)

新潟薬科大学産官学連携推進センターでは、医薬品や健康食品・サプリメント食品の開発、機能評価、バイオ関連技術のアドバイザーとして、企業・官公庁・研究機関と共同研究・技術相談を行っている。また、当大学は、阿賀野市五頭薬用植物園の管理組合委員として、同植物園の事業運営に協力しており、今後とも多方面にわたって連携していく。

④新潟工科大学(所在地:柏崎市)

新潟工科大学地域産学交流センターでは、機械、制御、電気、電子、情報、化学、バイオテクノロジー、建築および土木等に関する基礎研究、応用研究および実用化研究など広い範囲で企業等からの共同研究、受託研究、奨励寄附、技術相談および各種調査等を受け入れている。

⑤新潟医療福祉大学(所在地:新潟市)

新潟医療福祉大学の研究推進機構プロジェクト研究センターでは、企業・団体などから受託研究や共同研究を受け入れている。

⑥新潟市バイオリサーチセンター(所在地:新潟市)

新潟市が進める「新潟バイオリサーチパーク構想」の展開エリア内の共同研究施設である。同センターでは、同構想に基づき、新潟薬科大学と共同し、バイオ関連産業に役立つ新技術開発とその有効利用に関する研究を、産学官連携で行っている。

⑦公益財団法人にいがた産業創造機構(所在地:新潟市)

本県産業の活性化及び中小企業の発展を目的に、新規創業や新分野進出等の経営革新、製品開発・技術開発、付加価値向上、販路開拓、経営基盤強化、人材育成、産学連携、情報提供等の幅広い支援の事業を行っている。

⑧新潟県工業技術総合研究所(所在地:新潟市)

県内中小企業の技術的支援、事業者単独では解決困難な問題に向けた分析調査や、製品開発、技術開発を行う際に必要な高精度な計測や信頼性評価、特性評価など実施している。

また、同下越技術支援センターにおいては、技術指導、実用研究、依頼試験、試験研究機器の貸付などとともに情報提供、企業間リンケージなど企業活動に密着した総合的な技術支援も行っている。

⑨新潟県農業総合研究所食品研究センター(所在地:加茂市)

農業と食品産業のさらなる発展のため、米の消費拡大の研究、本作・転作産物である大豆の利用拡大の研究、今後生産増が見込まれる県特産農産物の利用の研究、米菓・餅・漬物等の既存食品の高品質・高付加価値化の研究、機能的食品等の新規加工食品の研究などを重要なテーマとし、技術開発に取り組んでいる。また、研究成果の技術移転や企業等への技術支援をさらに進展させるとともに、産学官連携の共同研究などへの積極的な取り組みによる研究の高度化・効率化を行っている。

8 環境の保全その他地域経済牽引事業の促進に際し配慮すべき事項

(1) 環境の保全

新潟県環境基本条例第3条に規定する基本理念等を踏まえて策定した新潟県環境基本計画に基づき、本県の優れた環境を保全し、より良いものとして将来に継承していくため、事業者は次のように事業特性や地域の環境特性に配慮する必要がある。

- ①企業の事業活動に伴う周辺住民の生活環境への影響を軽減するため、本市と県が密接な連携を図りながら、関係法令等に基づき、大気・水質等の排出抑制や騒音・振動の発生等に関して助言・指導を行うなど、集積区域における環境負荷低減に向けた取り組みを促進し、地域環境保全に十分な配慮を行う。

また、集積区域の事業活動によって発生する廃棄物の減量化と有効利用を推進するとともに、併せてエネルギーの有効利用、省エネルギー対策の実施など地球環境の保全への配慮を促す。なお、県営及び市営工業団地へ新たに立地する企業に対しては、本市と環境保全協定を締結し、事業活動に伴って発生する公害等の防止対策に取り組むよう求める。

なお、本計画は自然公園計画との整合を図り、新潟県自然環境部局及び地方環境事務所との調整を行ったうえで策定したものであり、環境保全上重要な地域内での整備の実施に当たって、これら多様な野生動植物の生息・生育に十分配慮し、希少な野生動植物種が確認された場合には、新潟県自然環境部局と十分調整を図りつつ、専門家の意見を聴くなどして、生息等への影響がないよう十分に配慮して行う。また、地域経済牽引事業を承認する際は、国立公園においては地方環境事務所と、国定公園においては新潟県自然環境部局と調整を図ることとする。

- ②促進区域内住民に対しては、必要に応じて環境保全について住民説明会やシンポジウムの他、工場内の視察受け入れを行うなど、企業に対する十分な理解を図っていく。

- ③ゼロ・エミッションやCO₂削減など先進的な取り組みの企業又は団体を推奨し、その普及啓発を図るほか、市では、環境基本計画・地球温暖化対策実行計画に「地球温暖化に関する知見の普及」「温室効果ガスの排出抑制」などの具体的な取り組みを盛り込むとともに、住民、企業及び行政の協働による取り組みを進める。

(2) 安全な住民生活の保全

本市では、犯罪のない安全で安心して暮らすことができる社会の実現のため、「新潟県犯罪のない安全で安心なまちづくり条例」及び「阿賀野市犯罪のない安全で安心なまちづくり推進条例」に基づき、行政並びに住民、企業及びこれらの者の組織する民間の団体による犯罪の防止のための自主的な行動、犯罪の防止に配慮した生活環境の整備、そ

の他犯罪の発生する機会を減らすための取り組みを推進している。

様々な事業活動を行うに当たっては、犯罪及び事故の防止並びに地域の安全と平穩の確保に配慮することが重要であり、両条例の趣旨も勘案し、地域住民等が安全で住みよい地域社会を実現するため、警察や消防等と連携し、犯罪を未然に防止する活動や防犯・防災意識の高揚等に取り組むこととする。

(3) その他

P D C A体制への整備等

地域経済牽引事業促進協議会を年1回開催し、基本計画と承認事業計画に関するレビューを実施し、効果の検証と事業の見直しを行う。

9 地域経済牽引事業の促進を図るための土地利用の調整を行う場合にあっては、その基本的な事項

(1) 総論

該当なし。

(2) 土地の農業上の利用との調整に関し必要な事項

(3) 市街化調整区域における土地利用の調整に関し必要な事項

10 計画期間

本計画の計画期間は計画同意の日から令和10年度末日までとする。

「阿賀野市基本計画」に基づき法第11条第3項の規定による同意（法第12条第1項の規定による変更の同意を含む。）を受けた土地利用調整計画に関する変更の同意及び法第13条第4項の規定による承認（法第14条第3項の規定による変更の承認を含む。）を受けた承認地域経済牽引事業計画に関する変更の承認及び承認の取消しについて、当該同意基本計画の失効後も、なお従前の例による。

(備考)

用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。